

匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里 重要事項説明書

1 匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里の概要

(1) 事業者および事業所概要

事業者名	本 部:匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里 出張所:匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里 サテライトのさか
所在地	本 部:千葉県匝瑳市八日市場イ1304番地(匝瑳市民病院内) 出張所:千葉県匝瑳市今泉 6491 番地 1(野栄福祉センター内)
介護保険指定番号	訪問看護・予防訪問看護(千葉県1261690015号)
医療機関指定番号	訪問看護(千葉県1690015号)
法人種別	匝瑳市
代表者名	匝瑳市病院事業管理者 菊地 紀夫
電話番号	本 部:0479-79-1101 出張所:0479-67-2115
サービス提供地域	原則、匝瑳市・横芝光町在住者。匝瑳市・横芝光町隣接市町村在住者もご希望があれば検討致します。 出張所は蓮沼～旭市(事業所から 15 km圏内)を中心に訪問致します。

(2) 事業の目的

事業は、訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を有する職員が、居宅等において適切な訪問看護サービスを提供することにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(3) 運営の方針

事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。

(4) 事業所の職員体制

○サービス提供者

管理者 英 香代子

サテライトのさか責任者 押尾 美智恵

	資 格	常 勤	非 常 勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理業務	1名
サービス提供者	看護師	6名	9名	訪問看護	15名
サービス提供者	理学・作業療法士	1名	1名	訪問リハビリ	2名
事務職員			2名	事務業務	2名

(5) 営業日及び営業時間

○営業日 月曜日から金曜日 ただし、土曜・日曜・祭日・年末年始(12/29～1/3)は除きます。

○営業時間 午前8時30分から17時15分まで

24時間365日いつでも臨時対応可能です。(緊急時訪問看護加算の同意が必要です)

緊急時訪問看護加算について 同意する 同意しない

2 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① サービスの利用相談・依頼があった場合、当事業所職員が自宅へ伺い契約を行います。
- ② 主治医の訪問看護指示書及び居宅介護支援専門員の居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書を作成しサービスを提供します。訪問日や提供した看護内容を記載した訪問看護報告書を作成します。計画的日程に基づいて訪問します。
- ③ サービスの利用開始にあたり、介護保険証、負担割合証、健康保険証、マイナンバーカード、公費負担(医療助成)等の受給者証や手帳等をデジタル機器にて確認させていただきます。変更時は、すみやかに申し出てください。

(2) サービス提供の終了

- ① 利用者の都合でサービスの終了(契約の解約)を希望される場合は、1週間前までに文書でお申し出ください。ただし、主治医が利用の継続が必要と判断した場合は、相談させていただきます。利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内のお申し出でもサービスの終了ができます。
- ② 人員不足等やむを得ない事情などにより、当事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の訪問看護事業者を紹介します。
- ③ 以下の場合、自動的にサービスが終了します。
 - ・利用者が介護保険施設等に入所または医療機関に入院した場合
 - ・介護保険の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・利用者が死亡した場合
- ④ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及び家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、直ちにサービスを終了(契約の解約)することができます。
- ⑤ 以下に該当した場合、事業者は文書で通知することにより契約の解約をいたします。その際は、主治医・居宅介護支援専門員、関係市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。
 - ・利用者又はその家族等が、事業者や看護師等職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
(例示)看護師等職員に対する暴力・暴言・いやがらせ、サービス提供に著しく支障をきたす場合
 - ・利用者等が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合

(3) その他

- ① 入院・入所等により1ヶ月以上利用を休止された場合、利用再開時は、その時の状況により、希望される曜日や時間に訪問対応できない場合があります。その際は、あらためて日程を調整させていただきます。
- ② 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症等)が明らかになった場合は、速やかに事業所に連絡してください。

2 提供するサービスの内容及び職員等の禁止行為について

(1) サービス内容

利用者の居室(自宅等)において看護師その他省令で定める者が、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・脈拍・呼吸の測定、病状の観察と相談)
- ② 医師の指示に基づく医療処置
- ③ 日常生活の看護(入浴・清拭・洗髪ケア・排泄ケア・床ずれ予防・食事の支援)
- ④ 在宅リハビリテーション(運動機能維持・関節拘縮予防など)
- ⑤ 認知症の看護(認知症状の観察・介護相談・助言)
- ⑥ 褥瘡予防および処置(創傷、褥瘡部の処置・体位交換・予防対策の助言)
- ⑦ 服薬支援(服薬に係る相談および助言)
- ⑧ 医療機器の操作支援および管理(在宅酸素、人工呼吸器、吸引、各種カテーテル等の管理)
- ⑨ 終末期の看護(疼痛管理・療養先の選定や意思決定支援・本人家族の精神的支援など)
- ⑩ こころのケア(精神症状の観察・症状安定や改善のための支援)
- ⑪ 家族への支援(介護指導・相談対応・健康相談)
- ⑫ 関係職種との連携

(2) 職員等の禁止行為

当事業所職員等は、訪問看護の提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 利用者又は利用者の家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は利用者の家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対する訪問看護の提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ 利用者又は利用者の家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

3 利用料

(1) 介護保険

下記【料金表】に基づき、介護保険の割合負担額に応じた料金をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表】

基本利用料 8:00~18:00		早朝 (25%増) 6:00~8:00	夜間 (25%増) 18:00~22:00	深夜 (50%増) 22:00~6:00
20分未満	訪問看護	3,140円	【その他の加算料金】 ・緊急時訪問看護加算 6,000円/月 ・特別管理加算 (I) 5,000円/月 (II) 2,500円/月 ・看護体制強化加算 1 5,500円/月 ・長時間訪問看護加算 (特別管理加算対象者の1時間30分以上の訪問) 3,000円/回 ・複数名訪問加算 2,010円/回 (30分未満) 3,170円/回 (30分以上) ・サービス提供体制加算 60円/回 ・退院時共同指導加算 6,000円/回 ・初回加算 3,000円/回 ・初回加算(退院日) 3,500円/回	
	介護予防訪問看護	3,030円		
30分未満	訪問看護	4,710円		
	介護予防訪問看護	4,510円		
30分以上 60分未満	訪問看護	8,230円		
	介護予防訪問看護	7,940円		
60分以上 90分未満	訪問看護	11,280円		
	介護予防訪問看護	10,900円		
理学療法士・ 作業療法士等	訪問看護(20分)	2,940円		
	介護予防訪問看護	2,840円		

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 医療保険

原則週3回までの利用となります。指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等（別表第7）や、特別訪問看護指示書交付などの場合は、連日訪問・複数回訪問等が可能です。

利用時間は30分以上90分未満です。90分以上の訪問は、超過料金を戴きます。

利用する健康保険の自己負担割合により、利用料金が計算されます。

24時間対応体制加算・特別管理加算・長時間訪問看護加算・夜間早朝深夜加算・休日料金等の利用料については、別紙記載をご参照ください。

※ 利用する保険は、原則、介護保険優先となります。ただし、介護保険非該当、厚生労働大臣が定める疾病等（がん末期、特定疾患など）、急性憎悪等による特別訪問看護指示書交付などの場合は、医療保険のご利用となります。

4 その他の費用

(1) 交通費

○サービス実施地域（匝瑳市・横芝光町）にお住まいの方は無料です。

○サービス実施地域（匝瑳市・横芝光町）以外の方は、1回毎の訪問につき交通費がかかります。サービス実施地域（匝瑳市・横芝光町）の市境からご自宅までの片道距離を基準とし、以下に沿って1回の交通費を計算します。

1回毎の訪問につき（消費税別途）	片道 2 kmまで	100 円
	3 kmまで	150 円
	1 km増す毎に	50 円増し(上限 10 km 500 円)

(2) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、ご連絡時間により以下の割合でキャンセル料が発生します。ただし、体調不良による緊急受診や入院の場合はこの限りではありません。

利用日の24時間前にご連絡頂いた場合	無料
利用日の午前9時までにご連絡頂いた場合	利用料の10%
利用日の午前9時までにご連絡がなく看護師が事務所を出発した場合	利用料の30%
ご連絡を頂かず自宅に到着してしまった場合	利用料の100%

(3) その他の利用料

○訪問看護に必要な材料費（保険適応外の衛生材料等） 実費

○在宅にて死後の処置を行った場合 10,000 円 (消費税別)

○サービスの実施に必要な居宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

5 利用料金の支払い

月ごとに精算し、利用月の翌月15日頃に請求いたします。お支払い方法は、匝瑳市民病院会計窓口払い、または、金融機関（ゆうちょ銀行・銚子信用金庫）の自動引き落とし払いのどちらか選択可能です。お支払い後に、領収証兼明細書をお渡します。領収証の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除等を受ける際に必要ですので、大切に保管してください。

6 緊急時の対応

事業の実施中に、利用者の病状の急変やその他緊急の事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、その指示に基づき必要な措置を講じます。

主治医への連絡が困難な場合には、看護師等が訪問看護ステーションに連絡し、病院等への緊急搬送の処置を講じます。

7 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、関係市町村、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を行い、事故の状況および事故に際して行った処置について記録します。利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

8 虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待等に対する担当者を設置し、利用者の人権を擁護、及び虐待の発生又は再発の防止に努めます。
- (5) 事業実施中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係市町村に通報します。

9 身体的拘束の適正化

当事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由を記録します。

10 衛生管理・感染症の予防及びまん延防止

当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、事業所の設備や備品等の衛生的な管理に努めます。

感染症が発生またはまん延しないように、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を整備し、対策検討委員会を定期的開催(国保匠瑛市民病院 ICT:感染制御チーム)するとともに、その結果について看護師等への周知徹底を図ります。さらに、看護師等に対して、研修及び訓練を定期的実施します。

11 事業継続計画の策定

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の事業再開を図るために「事業継続計画」を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、看護師等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に事業継続計画を見直し、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。
- (3) 感染症まん延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況や災害時の情報、被害状況を把握し、当事業所職員の安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、必要な訪問を行います。

12 サービスの提供の記録と保存

- (1) 訪問看護を提供するごとに、サービスの提供日、内容及び保険給付の額その他必要な事項を、所定の書面に記載します。
- (2) 訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、完結日から5年間保存します。

- (3) 利用者は、事業者に対して、保存される記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、利用者へ実費相当額を請求させていただきます。

13 秘密保持と個人情報の保護

- (1) サービスの提供にあたって知り得た利用者及び家族等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- (2) サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 業務上知り得た個人情報は、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や各関係機関との連絡調整等において必要な場合に使用します。それ以外の目的では原則的に使用しないものとします。第三者へ情報を提供する場合は、利用者または家族等に同意を得るものとします。
- (4) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (5) 当事業所職員は、業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報や秘密を堅く守り、その職を退いた後も同様とします。

14 相談、要望、苦情の窓口

サービスの提供に係る利用者及び家族等からの相談や要望、苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供したサービス等に関する苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

【 相談・苦情窓口 】

- | |
|---|
| ① 匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里 管理者 英 香代子
電話番号 0479-79-1101
受付時間 午前8時30分から17時15分
月曜日から金曜日(土・日・祭日・年末年始を除く) |
| ② 匝瑳市役所 高齢者支援課 介護保険班
住 所 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
電話番号 0479-73-0033
受付時間 午前8時30分から17時15分 月曜日から金曜日(土・日・祭日・年末年始を除く) |
| ③ 横芝光町役場 福祉課介護班
住 所 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
電話番号 0479-84-1257
受付時間 午前8時30分から17時15分 月曜日から金曜日(土・日・祭日・年末年始を除く) |
| ④ 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課
住 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
電話番号 043-254-7428
受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (土・日・祭日・年末年始を除く) |

15 その他運営上の留意事項

- (1) 当事業所職員は、その勤務中、常に身分を証明する証を携行し、利用者又は 家族から求められた時は、これを提示します。
- (2) 事業所の通常の事業実施区域を勘案し、利用申込者に対し適切な指定 訪問看護等を提供することが困難な場合は、他の指定訪問看護事業者等 の紹介、またその他の必要な措置を速やかに講じます。
- (3) 事業所は、職員の資質向上のための研修の機会を設けるとともに、業務の執行体制についても整備します。
- (4) 事業所は、適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は、従業者にその同居の家族である利用者に対する訪問看護等の提供をしません。

16 看護学生等の実習

当事業所では、看護学生などの訪問看護実習を積極的に受け入れています。

看護師等と同行訪問をさせていただく事があります。(お断りいただいてもかまいません)

尚、実習生においても個人情報保護を遵守致します。

実習の受け入れ承諾 可能 不可能

令和6年6月改訂

『匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里』の訪問看護提供の開始にあたり、利用者に対して本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

年 月 日

(事業者)

所在地 千葉県匝瑳市八日市場イ1304番地

名 称 匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里

説明者 氏名 英 香代子

印(職種: 看護師 理学・作業療法士)

氏名

印(職種: 看護師 理学・作業療法士)

私は、本書面により、『匝瑳市訪問看護ステーションつばきの里』から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。また、利用者及び家族等の個人情報をを用いることを承諾します。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄: _____)